

警 務 第 2 2 号

平成30年4月10日

各 所 属 長 殿

警 務 課 長

審査基準の改定について

この度、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第94号）及び犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成30年国家公安委員会規則第6号）並びに国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成30年国家公安委員会規則第7号）が制定されたことに伴い、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく審査基準につき見直しを行った結果、別添のとおり、犯罪被害者等給付金及び国外犯罪被害弔慰金等の支給についての裁定に関する審査請求を改定したので、本件に関する問い合わせ等への対応に誤りのないようにされたい。

なお、「審査基準の改定について」（平成26年10月31日付け青警本教第395号）及び「審査基準及び資料の送付について」（平成28年11月29日付け青警本教第361号）は廃止する（本部長了解済み）。

記

1 改定した審査基準

- (1) 犯罪被害者等給付金の支給についての裁定（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第11条第1項）に関する審査基準（別添1）
- (2) 国外犯罪被害弔慰金等の支給についての裁定（国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第11条第1項）に関する審査基準（別添2）

担当：警務課犯罪被害者支援室

法 令 名：犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律
根 拠 条 項：第11条第1項
処 分 の 概 要：犯罪被害者等給付金の支給についての裁定
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第2条（定義）、第3条（犯罪被害者等給付金の支給）、第4条（犯罪被害者等給付金の種類等）、第5条（遺族の範囲及び順位）、第6条（犯罪被害者等給付金を支給しないことができる場合）、第7条（他の法令による給付等との関係）、第8条（損害賠償との関係）、第9条（犯罪被害者等給付金の額）、第10条（裁定の申請）、第11条第2項及び第3項（裁定等）、第12条（仮給付金の支給等）、第13条第1項及び第3項（裁定のための調査等）、第15条（不正利得の徴収） 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令第1条（法第2条第5項の政令で定める要件）、第2条（法第2条第6項の政令で定める身体上の障害の程度）、第3条（法第7条第1項の政令で定める給付等）、第4条（法第7条第1項の給付等に相当する金額）、第5条（遺族給付基礎額）、第6条（遺族給付金に係る倍数）、第7条（法第9条第2項の政令で定める期間）、第8条（法第9条第2項の療養に要した費用の額）、第9条（法第9条第2項の政令で定める法律）、第10条（法第9条第2項の政令で定める場合）、第11条（法第9条第2項の政令で定める額）、第12条（休業加算基礎額）、第13条（法第9条第4項の政令で定める額）、第14条（障害給付基礎額）、第15条（障害給付金に係る倍数）、第16条（法第12条第1項の政令で定める額） 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則第1条（障害等級に該当する障害）、第2条（犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合）、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、第10条、第11条（犯罪被害者等給付金の支給に関する特例）、第12条（令第3条の国家公安委員会規則で定める給付等）、第13条（令第4条の国家公安委員会規則で定める算定方法）、第14条（令第5条のその他の者の収入日額の算定方法）、第15条（遺族給付金の支給に係る遺族の障害の状態）、第15条の2（法第9条第3項の国家公安委員会規則で定める場合）、第16条（遺族給付金の支給に係る裁定の申請）、第17条（重傷病給付金の支給に係る裁定の申請）、第18条（障害給付金の支給に係る裁定の申請）、第19条（損害賠償を受けた場合の届出）、第22条（申請書等の経由）、第23条（添付書類の省略）
審 査 基 準：犯罪被害者等給付金の支給についての裁定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：おおむね1年以内
申 請 先：青森県警察本部又は住所地进行を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室 （電話番号 017-723-4211）
備 考：

別紙

第1 重傷病の認定等

1 重傷病の要件等

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）第2条第5項に定める「重傷病」とは、負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であって、負傷又は疾病の療養の期間が1月以上であり、かつ、犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日から起算して3年を経過するまでの間に当該療養のために3日以上病院に入院することを要したもの（当該疾病が精神疾患である場合にあっては、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であったもの）である。ここで、3日以上病院に入院するとは、継続して3日以上病院に入院する必要はなく、3年間に通算して3日以上病院に入院することをいう。また、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であったこととは、継続して3日以上労務に服することができない状態にある必要はなく、3年間に通算して3日以上労務に服することができない程度であったことをいう。

なお、犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病について死亡前に療養を受けた場合には、当該負傷又は疾病についての犯罪被害者負担額及びその療養についての休業加算額も遺族給付金の対象となるが、当該負傷又は疾病は重傷病の要件を満たす必要はなく、当該負傷又は疾病について加療及び入院日数に特段の要件は設けられていない。

2 認定要領

重傷病の要件の認定については、犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日、病院に入院した日数及び負傷又は疾病の状態に関する医師又は歯科医師の診断書等により判断する。

また、遺族給付金について死亡前に療養を受けた場合については、犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日及び負傷又は疾病の状態に関する医師の死亡診断書等により認定する。

第2 障害の認定

1 障害の程度

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）別表に定める身体上の障害は、労働者災害補償保険制度及びこれに準拠する公務員災害補償制度における障害等級表に定める障害と同様である。

2 認定要領

(1) 認定時期

法第2条第6項に定める「障害」の認定は、負傷又は疾病が治ったとき又はその症状が固定したときに行う。

「症状が固定したとき」とは、負傷又は疾病が治ったとはいえないが、医学的にそれ以上の療養の効果が期待し得ないと判断されたときをいう。

なお、犯罪による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の精神的な障害の症状が固定したことの判断については、他の災害補償関係法令における運用に倣い、適正な判断を行うものとする。

(2) 認定基準

障害の認定の基準は、労働者災害補償保険法及びこれに準拠する公務員災害補償制度における障害の認定の基準と同程度である。

第3 犯罪被害者及びその遺族

1 犯罪被害者及びその遺族の国籍及び住所

法第3条の規定により、日本国内に住所を有する外国人が重傷病又は障害を受けた場合には、その者に犯罪被害者等給付金（以下「給付金」という。）の受給資格があ

ることとなり、また、遺族が日本人であるか、又は日本に住所を有する外国人であれば、犯罪被害者の国籍又は住所のいかんを問わず、遺族に給付金の受給資格があることとなる。

2 遺族の範囲と第一順位遺族

給付金の支給を受けることができる遺族の範囲及び給付金の支給を受けるべき遺族の順位は、法第5条に定めるところによるが、その取扱いは、次のとおりである。

(1) 遺族の範囲について

ア 「事実上婚姻関係と同様の事情にあった」とは、婚姻の届出をしていないために法律上は夫婦と認められないが、社会の一般常識からすれば夫婦としての共同生活を営んでいると認められるような事実関係をいうものであり、その事実を成立させようとする当事者間の合意と事実関係の存在とが要件になる。

したがって、婚姻の意思もなく単に同棲していた場合等は、これに当たらない。

また、当事者間の合意と事実関係の存在の要件があったとしても、民法の近親婚の制限（民法（明治29年法律第89号）第734条）等に該当するものについては、通常「事実上婚姻関係と同様の事情にあった」とすることはできない。

イ 「犯罪被害者の収入によって生計を維持していた」とは、専ら又は主として犯罪被害者の収入によって生計を維持していた場合だけでなく、犯罪被害者の収入によって生計の一部を維持していた場合をもいう。

したがって、犯罪被害者と当該遺族が同居し、ともに収入を得ていた場合には、相互に生計依存関係がない場合を除いては、当該遺族は、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた者に当たることとなる。

なお、犯罪被害者の収入には、勤労に基づく収入のほか、金利、家賃、地代、年金等の収入も含まれる。

(2) 第一順位遺族について

第一順位遺族が2人以上ある場合には、その全員がそれぞれ第一順位遺族となる。

また、給付金の裁定を受ける前に第一順位遺族が死亡した場合には、第二順位の遺族が第一順位遺族に繰り上がる。

第4 給付金を支給しないことができる場合

1 減額基準

- (1) 規則では法第6条各号の規定に応じ、「法第9条の規定による額の全部」を支給しない（3分の3減額）類型、「法第9条の規定による額に3分の2を乗じて得た額」を支給しない（3分の2減額）類型及び「法第9条の規定による額に3分の1を乗じて得た額」を支給しない（3分の1減額）類型の3つの類型を設けている。規則の規定と準拠した法の規定との関係は、次のとおりである。

規則の規定	準拠した法の規定	類型
第2条第1号	第6条第1号及び第3号	3分の3減額類型
第2条第2号	第6条第1号及び第3号	3分の2減額類型
第2条各号括弧書	第6条第1号及び第3号	3分の1減額類型
第3条	第6条第1号及び第3号	3分の3減額類型
第4条	第6条第2号及び第3号	3分の3減額類型
第5条	第6条第3号	3分の3減額類型
第6条第1号	第6条第2号及び第3号	3分の2減額類型
第6条第2号	第6条第2号及び第3号	3分の1減額類型
第7条	第6条第3号	3分の1減額類型

規則第8条は、規則第4条から第7条までの規定の特例として、これら各条の規定にかかわらず、給付金の額の全部又は一部を支給する場合を定めている。

- (2) 規則第2条から第7条までに規定する給付金の減額事由のうち、同時に2以上の減額事由に該当する場合の取扱いについては、規則第9条の規定に基づき、支給し

ないものとする額（規則第4条から第7条までに定める減額事由がある場合において、規則第8条の規定の適用があるときは、同条に定める額）が最も大きい事由に係る額を支給しないものとする。

2 規則第2条関係

(1) 柱書本文について

ア 「犯罪被害者」から「犯罪被害者等給付金の支給を受けるべき者であって十八歳未満であったもの」を除いているのは、犯罪行為が行われた時において18歳未満であった者が、犯罪被害者として給付金を受給する立場にある場合には、その者と加害者との間に親族関係があることを理由とした減額は行わない趣旨である。

また、「第一順位遺族」について、「十八歳以上であった者（第一順位遺族が二人以上ある場合にあっては、その全てが十八歳以上であったときのいずれかの者）」に限るとしているのは、第一順位遺族（2人以上ある場合には、そのいずれかの者）が、犯罪行為が行われた時において18歳未満であった場合には、第一順位遺族と加害者との間に親族関係があることを理由とした減額は行わない趣旨である。

イ 「婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合その他の当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合」とは、犯罪行為が行われた時において、既に婚姻関係や養子縁組関係が破綻していたと認められる事情がある場合をいい、例えば、次のような場合をいう。

- 夫婦間において婚姻関係が事実上解消していた（離婚の意思があり、実質的には離婚の実態がありながら、形式的に離婚の届出を行っていなかった）と認められる事情がある場合
- 夫婦間において離婚調停中であるなど、婚姻を解消しようとして具体的な行動がとられていた場合（この間、夫婦関係を継続していたと認められる事情がある場合を除く。）
- 犯罪被害者である妻が加害者である夫からの暴力によって生命又は身体に重大な危険を及ぼされ、それから逃れるため別居していた場合
- 犯罪被害者である妻が加害者である夫と同居していたものの、夫からの暴力の継続等により両者が支配・隷属関係にあったと認められる事情がある場合
- 加害者である夫が苦境にある家庭を顧みず、犯罪被害者である妻に対し、理不尽な金銭的要求や重大な侮辱等を繰り返すなど、婚姻関係を継続し難い重大な事由が認められる場合
- 養子縁組関係が事実上解消していたと認められる事情がある場合

ウ 「これと同視することが相当と認められる事情がある場合」とは、犯罪行為が行われた時において、既に、婚姻関係や養子縁組関係が破綻していたと認められる事情がある場合と同一視できるような、親族としての関係が絶たれていたと認められる事情がある場合をいい、例えば、次のような場合をいう。

- 犯罪被害者である親が加害者である子の暴力から逃れるため別居し、居所を知られないよう住民票の閲覧制限を行っていた場合
- 犯罪被害者である甥と加害者である叔父との間において、もともと交流がなく、人間関係が形成されていなかった場合

エ 「加害者が人違いによって又は不特定の者を害する目的で当該犯罪被害者に対して当該犯罪行為を行ったと認められる場合」とは、例えば、友人を殺害しようとしたところ、誤って父を殺害した場合など、加害者の人違いにより親族が犯罪被害に遭った場合、又はいわゆる通り魔殺傷事件や無差別殺傷事件等、加害者が特段加害の相手を特定しないで行った犯罪行為による犯罪被害者の中にたまたま親族が含まれていた場合をいう。なお、加害者が加害の相手の中に親族が含まれていることを認識して犯罪行為を行ったと認められる場合は、これに当たらないものとする。

- (2) 柱書ただし書について
加害者が心神喪失の状態で行った場合には、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に親族関係があることを理由とした減額は行わない。
- (3) 第1号及び第2号について
- ア 第1号の「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合」については、第3-2-(1)-アを参考にされたい。
- イ 第1号の「縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合」とは、縁組の届出をしていないが、縁組が成立するために必要な民法上の実質的要件を備え、かつ、両者の間に互助又は扶養の関係が認められる場合をいう。
- ウ 犯罪行為が行われた時において第一順位遺族（第一順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。以下第4において同じ。）が18歳未満であった場合、その者が犯罪被害者に監護されていたときには、加害者と犯罪被害者の間に親族関係があることを理由とした減額は、3分の1減額にとどまる。
- 同号の「監護していた」とは、監督し、保護していたことをいい（民法第820条参照）、その収入によって生計を維持させていたことは必ずしも要しない。監護する者の例としては、同居して子の寝食の世話をし、指導・監督している親のほか、子を引き取って親代わりとして養育している親族等が挙げられる。
- 3 規則第3条関係
- (1) 規則第3条は、仮に給付金を支給した場合に、それが結果として直接又は間接の形で加害者に財産上の利益をもたらすおそれがある場合には、給付金を支給しないとする趣旨であり、例えば、犯罪被害者又は第一順位遺族が加害者と事件後も同居を継続している場合や、同居を継続する意思を有する場合などがこれに当たる。
- (2) 「親族関係があった場合」とは、規則第2条各号に掲げる夫婦、直系血族及びこれらを除いた三親等内の親族に該当する関係があった場合に限られず、広く民法第725条に規定する親族に該当する関係があった場合をいう。
- (3) 加害者が心神喪失の状態で行った場合には、規則第3条の規定による支給制限は行わない。
- 4 規則第4条関係
- (1) 第1号について
「教唆」及び「幫助」は、刑法（明治40年法律第45号）第61条の教唆及び第62条の幫助と同義である。本号は、犯罪被害者又は第一順位遺族の積極的な行為を伴うものであり、第5条第1号は受動的なものである。
- (2) 第2号について
- ア 「過度の暴行又は脅迫」とは、人に対する有形力の行使又は人に対する害悪の告知で、当該犯罪被害者を招来することが社会通念上相当であると認められる程度のものをいう。
- イ 「重大な侮辱」とは、人の社会的名誉又は名誉感情を害する行為で、当該犯罪被害者を招来することが社会通念上相当であると認められる程度のものをいう。
- ウ 「等」とは、過度のいやがらせ又は強要、重大な背信行為等をいう。
- (3) 第3号について
- ア 「関連する」とは、犯罪被害者又は第一順位遺族の著しく不正な行為がなければ当該犯罪行為もなかったという条件関係があることをいう。
- 例えば、強盗の共犯者が、強取した財物の一人占めを図るため、他の共犯者を殺害したときは、当該強盗行為は当該殺害行為に「関連する」ものといえる。
- イ 「著しく不正な行為」とは、規則第4条第1号及び第2号に規定する行為以外の行為で、違法性の強いものをいう。
- 例えば、ノミ行為、賭博行為、麻薬又は覚せい剤の取引行為等である。
- ウ 犯罪被害者又は第一順位遺族に当該犯罪行為に関連する不正な行為があったときは、当該行為の態様に応じ、規則第6条第1号又は第2号に該当する。

5 規則第5条関係

(1) 第1号について

ア 当該犯罪行為の「容認」とは、明示又は黙示の同意等当該犯罪行為を容認する行為をいう。

教唆又は幫助による当該犯罪行為の容認は、この号の規定ではなく、規則第4条第1号の規定に該当する。

イ 「容認」は、普通の弁識能力を有する犯罪被害者又は第一順位遺族が任意かつ真意に行ったものであることを要する。

(2) 第3号について

ア 「その他の加害者と密接な関係にある者」とは、当該犯罪被害者又は第一順位遺族の行為が、当該犯罪行為の加害者に対する報復としてなされたと同一視し得る範囲内にある者をいう。

イ 「重大な害」とは、治療に要する期間、後遺障害の有無その他の事情に照らし、社会通念上看過することができない程度の傷害をいう。

6 規則第6条関係

(1) 第1号について

ア 「暴行、強迫、侮辱」とは、人に対する有形力の行使、人に対する害悪の告知、人の社会的名誉又は名誉感情を害する行為で、規則第4条第2号に該当しないものをいう。

イ 「等」とは、いやがらせ、強要、背信行為等をいう。

(2) 第2号について

「当該犯罪被害を受ける原因となった不注意又は不適切な行為」とは、積極的な誘発行為ではないが、結果的に当該犯罪被害を受ける原因となった状況又は環境を作り出すような不注意又は不適切な行為をいう。

7 規則第7条関係

(1) 「密接な関係があったとき」とは、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に同居、交遊、同一職場における勤務、継続的な商取引等の関係があつて当事者間に人間関係を含む深い関係が生じており、この関係が当該犯罪行為の背景事情になっている場合をいう。

(2) 同居、交遊、同一職場における勤務、継続的な商取引等による関係が成立しているか否か、当該関係が当該犯罪行為の背景事情になっているか否かの判断基準は、「法第9条の規定による額を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき」に該当するか否かであるが、具体的な判断に当たっては犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との関係、その関係と当該犯罪行為との関連、当該犯罪行為の動機・要因等を総合的に検討して個別に行うことになる。

(3) 犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に、三親等内の親族に該当する親族関係があつたときは、本条ではなく、規則第2条の規定によって減額が判断されるが、三親等内の親族以外の親族関係があつたときは、本条の規定により、当事者間の関係の実態等をみて「密接な関係があつた」か否を判断することとなる。

8 規則第8条関係

(1) 第1項について

「特段の事情があるとき」とは、次のような事情があるときをいう。

ア 規則第4条第2号及び第6条第1号の規定に関し、犯罪被害者又は第一順位遺族の行為は外形的にはこれらの規定に該当するが、当該犯罪被害が発生した過程における加害者の行為等に照らせば、当該犯罪被害者又は第一順位遺族についてこれらの規定に該当する行為を行わないことを期し難い事情があるとき。

イ 規則第7条の規定に関し、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に密接な関係があつた場合において、当該犯罪行為がその関係にかかわりなく、又は加害者の一方的な理由により行われたとき。

(2) 第2項について

ア 「当該組織に属していたことが当該犯罪行為が発生したことに関連がないと認められる場合」とは、当該犯罪行為と犯罪被害者又は第一順位遺族が規則第5条第2号に規定する組織に属していたこととの間に何らの因果関係も認められない場合をいう。

イ 本項に該当する事情がある場合であっても、「犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者」と規則第5条第2号に規定する組織との関係が継続している場合には、本項の「前項第一号の規定に該当する場合」、すなわち「特段の事情がある」場合に当たらない。

9 規則第10条関係

規則第10条は、概括規定として、規則第2条から第7条までの規定に準じ、給付金の全部又は一部を支給しないものとする場合について規定している。本条は、犯罪被害者と加害者の関係、遺族（第一順位遺族以外の遺族（法第5条第1項の遺族給付金の支給を受けることができる遺族をいう。）を含む。）と加害者の関係その他の事情から判断して、規則第2条から第7条までに定める減額事由の類推形態が認められる場合等に適用される。

10 給付金の額の算定に当たっての端数処理

法第6条の規定により給付金の一部を減ずる場合の端数処理については、次の方法によるものとする。

- (1) 給付金の額に3分の1又は3分の2を乗じて得られる減額される額に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- (2) 給付金の額から(1)で得られた額を減じて得た額を支給額とする。

第5 他の法令による給付等との関係

1 法第7条第1項の給付等

(1) 災害給付の種類

法第7条第1項の規定により遺族給付金（法第9条第5項の規定により加算する額に係る部分を除く。）及び障害給付金の調整対象となる他の法令による給付等（以下「災害給付」という。）としては、規則第12条において、不慮の死亡又は障害が発生した場合に支給される災害補償関係法令による障害（補償）給付、遺族（補償）給付等が定められている。

なお、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国民年金法（昭和34年法律第141号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）等による年金たる給付及び児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当は法第7条第1項の調整対象からは除かれている。

(2) 災害給付に相当する金額

ア 調整基礎額

この制度においては、厚生年金保険法、国民年金法等の規定による年金たる給付及び児童扶養手当法の規定による児童扶養手当との調整を行わないこととしているため、災害給付に相当する金額の算定に当たって、当該災害給付とこれらの年金たる給付等との調整関係がある場合には、その調整関係を考慮した上で当該災害給付に相当する金額を算定することとし、これらの年金たる給付等が実質的に支給されることとなるように配慮することとしている。そのため、災害給付に相当する金額の算定に当たっては、まず、当該災害給付に係る調整基礎額を次のとおり算定することとしている。

- a 年金たる給付等との調整関係がない災害給付については、当該災害給付の額を調整基礎額とする。
- b 災害給付が行われることにより、厚生年金保険法若しくは国民年金法の規定による年金たる給付の支給が停止され、又は児童扶養手当法の規定による児童扶養手当の支給が行われないこととなる場合には、当該支給が停止される年金

たる給付の額又は支給が行われないこととなる児童扶養手当の額（これらの額が当該災害給付の額を超えるときは、当該災害給付の額）を当該災害給付の額から減じて得られる額を調整基礎額とする。

イ 災害給付に相当する金額の算定方法

a 災害給付が一時金としてのみ行われるべき場合

災害給付が一時金としてのみ行われるべき場合には、アの方法により求めた調整基礎額を当該災害給付に相当する金額とする。

b aに掲げる場合以外の場合

aに掲げる場合以外の場合としては、災害給付が年金の方式で行われるべき場合が典型的な例であるが、このほか年金と一時金との組み合わせの方式で行われるべき場合（年金について前払一時金又は差額一時金が支給される場合）等がある。

このような場合には、法定利率を用いた単利の方法により、将来にわたり支給を受けるべき災害給付の額の現在価値を求め、その額を当該災害給付に相当する金額とする。

この算定方法を示したものが、規則第13条第1項後段の規定であるが、災害給付が年金の方式で行われる場合を例にして、これを式で表わすと次のようになる。

災害給付に相当する金額

$$= \sum_{t=1}^n \frac{k}{1 + 0.05 \times t}$$

k は、災害給付に係る調整基礎額
n は、災害給付が行われるべき事由が生じた時からその給付が行われることがなくなる時（例えば、受給権者の死亡の時）までの期間（例えば、受給権者の平均余命）の年数（1年未満は切捨て）である。

災害給付に相当する金額の算定は、この式によって行うべきものであるが、実際には、「法定利率による単利年金現価係数表」の年数に応じる係数を用い、次の計算式によって行うことが便利である。

災害給付に相当する金額

$$= k \times r$$

k は、災害給付に係る調整基礎額
r は、「法定利率による単利年金現価係数表」の年数に応じる係数
この場合における年数は、上記計算式における n である。

法定利率による単利年金現価係数表

年数	係 数	年数	係 数	年数	係 数
1	0. 9 5 2	2 3	1 5. 0 4 5	4 5	2 3. 2 3 1
2	1. 8 6 1	2 4	1 5. 5 0 0	4 6	2 3. 5 3 4
3	2. 7 3 1	2 5	1 5. 9 4 4	4 7	2 3. 8 3 2
4	3. 5 6 4	2 6	1 6. 3 7 9	4 8	2 4. 1 2 6
5	4. 3 6 4	2 7	1 6. 8 0 4	4 9	2 4. 4 1 6
6	5. 1 3 4	2 8	1 7. 2 2 1	5 0	2 4. 7 0 2
7	5. 8 7 4	2 9	1 7. 6 2 9	5 1	2 4. 9 8 4
8	6. 5 8 9	3 0	1 8. 0 2 9	5 2	2 5. 2 6 1
9	7. 2 7 8	3 1	1 8. 4 2 1	5 3	2 5. 5 3 5
1 0	7. 9 4 5	3 2	1 8. 8 0 6	5 4	2 5. 8 0 6
1 1	8. 5 9 0	3 3	1 9. 1 8 3	5 5	2 6. 0 7 2
1 2	9. 2 1 5	3 4	1 9. 5 5 4	5 6	2 6. 3 3 5
1 3	9. 8 2 1	3 5	1 9. 9 1 7	5 7	2 6. 5 9 5

14	10.409	36	20.275	58	26.852
15	10.981	37	20.625	59	27.105
16	11.536	38	20.970	60	27.355
17	12.077	39	21.309	61	27.602
18	12.603	40	21.643	62	27.846
19	13.116	41	21.970	63	28.087
20	13.616	42	22.293	64	28.325
21	14.104	43	22.611	65	28.560
22	14.580	44	22.923		

- (3) 災害給付に相当する金額の限度で遺族給付金（法第9条第5項の規定により加算する額に係る部分を除く。）を支給しない場合

死亡である犯罪被害を原因として災害給付が行われるべき場合には、当該犯罪被害に係る遺族給付金の支給を受けるべき第一順位遺族が災害給付の支給を受けるべきときのほか、第一順位遺族以外の遺族給付金の受給資格を有する遺族の中に災害給付の支給を受けるべき者がいるときも、当該災害給付に相当する金額の限度において、遺族給付金を支給しないこととなる。

2 法第7条第2項の給付等

(1) 療養給付の種類

法第7条第2項の規定により重傷病給付金及び遺族給付金（法第9条第5項の規定により加算する額に係る部分に限る。）の調整対象となる他の法令による療養に関する給付等（以下「療養給付」という。）は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病について、犯罪被害者に対し、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和55年政令第287号。以下「令」という。）第9条に規定する法律（健康保険法（大正11年法律第70号）等）以外の法令（条例を含む。）の規定により行われるべき療養に関する給付と定められている。具体的には、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付等の災害補償関係法令による療養に関する給付、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給等の公費負担医療による給付、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）による医療費、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定する政府の自動車損害賠償保障事業からの傷害による損害についての給付（保険診療の自己負担相当額に係る部分に限る。）、地方公共団体の条例に基づいて行われる医療費助成制度による給付等が想定される。

(2) 休業給付の種類

法第7条第2項の規定により重傷病給付金及び遺族給付金（法第9条第5項の規定により加算する額に係る部分に限る。）の調整対象となる他の法令による給付等（以下「休業給付」という。）は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかったことを原因として労働者災害補償保険法その他の法令（条例を含む。）により行われるべき給付と定められている。具体的には、労働者災害補償保険法による休業（補償）給付等の災害補償関係法令による休業に関する給付、健康保険法による傷病手当金、自動車損害賠償保障法の規定する政府の自動車損害賠償保障事業からの傷害による損害についての給付（休業損害に係る部分に限る。）、地方公共団体の条例に基づいて行われる休業に係る給付等が想定される。

(3) 療養給付及び休業給付との関係

犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日から起算して3年を経過するまでの間の療養について行われるべき療養給付及び同期間の休業について行われるべき休業給付の額の限度において、重傷病給付金及び遺族給付金（法第9条第5項の規定により加算する額に係る部分に限る。）を支給しない。

第6 損害賠償との関係

法第8条第1項に定める「損害賠償を受けたとき」とは、犯罪被害者又はその遺族

が加害者等から現実には損害賠償を受けたときのほか、適法にその損害賠償請求権を放棄したときを含むものである。

犯罪被害による損害をてん補する目的でなされた加害者等からの給付であれば、賠償金、見舞金等の名称のいかんを問わず、ここにいう「損害賠償」に当たる。

死亡である犯罪被害を原因として損害賠償が行われた場合には、当該犯罪被害に係る遺族給付金の支給を受けるべき第一順位遺族が損害賠償を受けたときのほか、第一順位遺族以外の遺族給付金の受給資格を有する遺族の中に損害賠償を受けた者がいるときも、当該損害賠償の価額の限度において、遺族給付金を支給しないこととなる。

第7 遺族給付基礎額及び倍数

1 遺族給付基礎額

法第9条第1項に規定する遺族給付基礎額は、令第5条の規定により、犯罪被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額（以下「収入日額」という。）を基に算定するが、その取扱いは、次のとおりである。ただし、犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が25歳未満であって、令第6条第1項第1号に掲げる場合にあつては、次によらず、収入日額にかかわらず、6,600円を遺族給付基礎額とする。

- (1) 犯罪被害者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条の労働者である場合の収入日額は、同法第12条に規定する平均賃金の例により定めることとなるが、同条に規定する平均賃金の算定については、常用労働者及び日雇労働者のそれぞれにつき、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）、厚生労働大臣告示及び関係通達によって多岐にわたる算定方法が示されているところであるので、給付金の申請に対する裁定に当たっては、当該事案における犯罪被害者ごとに当該計算方法の例により各個に算定することとなる。
- (2) 令第5条に定める「その他の者」とは、労働基準法第9条の労働者以外の者として勤労に基づく収入を得ていた者及びこの場合と同法第9条の労働者として賃金収入を得ていた場合とが併存する者のほか、被害当时无職であった者を含む。
- (3) 遺族給付基礎額の算定に当たっての端数の取扱いについては、次のとおりである。
 - ア 収入日額について、小数点以下第二位未満に端数が生じた場合には、小数点以下第三位を四捨五入する。
 - イ アで求めた収入日額に、100分の70を乗じて得られる遺族給付基礎額については、端数処理を行わない。

2 遺族給付金に係る倍数

- (1) 法第9条第1項の規定により遺族給付金の額を算定するため遺族給付基礎額に乗ずるべき倍数は、令第6条に定めるところであるが、当該倍数については、遺族給付金の支給を受けることができる遺族の態様に応じて定められるものであり、遺族給付金の支給を受けることとなる第一順位遺族の態様に応じて定められるものではない。
- (2) 遺族給付金の支給を受けることができる遺族に生計維持関係遺族が含まれている場合における遺族給付金に係る倍数の算定方法は、次のとおりとなる（令第6条第1項第1号）。
 - ア 「当該生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた当時8歳未満であった者が含まれていない場合」については、令第6条第1項第1号イ(1)から(4)までに規定する生計維持関係遺族の人数の区分に応じた倍数が、遺族給付金に係る倍数となる。
 - イ 「イに掲げる場合以外の場合」、すなわち、当該生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた当時8歳未満であった者が含まれている場合については、令第6条第1項第1号イ(1)から(4)までに規定する生計維持関係遺族の人数の区分に応じた倍数（以下「基礎倍数」という。）に、8歳未満の生計維持関係遺族の年齢ごとの人数に応じた同号ロ(1)の表中の数を合計した数を加えた倍数が、遺族給付金に係る倍数となる。

例えば、生計維持関係遺族が犯罪行為が行われた当時6歳、3歳及び1歳であった子の場合、生計維持関係遺族の人数は3名であることから、基礎倍数は2,23

0となる。これに、次の①から⑧までの数の合計1,355を加えた、3,585倍が遺族給付金に係る倍数となる。

- ① 8歳未満の生計維持関係遺族の人数（3人）に応じた数 223（ロ（1））
- ② 7歳未満の生計維持関係遺族の人数（3人）に応じた数 223（ロ（2））
- ③ 6歳未満の生計維持関係遺族の人数（2人）に応じた数 201（ロ（3））
- ④ 5歳未満の生計維持関係遺族の人数（2人）に応じた数 201（ロ（4））
- ⑤ 4歳未満の生計維持関係遺族の人数（2人）に応じた数 201（ロ（5））
- ⑥ 3歳未満の生計維持関係遺族の人数（1人）に応じた数 153（ロ（6））
- ⑦ 2歳未満の生計維持関係遺族の人数（1人）に応じた数 153（ロ（7））
- ⑧ 1歳未満の生計維持関係遺族の人数（0人）に応じた数 0（ロ（8））

- (3) 令第6条第2項の「犯罪被害者の収入によって生計を維持」の概念及び同項第1号及び第2号の「事実上婚姻関係と同様の事情にあった」者の概念については、第3-2-(1)と同様である。

3 遺族給付金の額の算定に当たっての端数処理

遺族給付基礎額に遺族給付金に係る倍数を乗じて得られる遺族給付金の額が支給額たる確定金額となる場合において、円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

第8 犯罪被害者負担額

1 犯罪被害者負担額の定義

法第9条第2項に定める犯罪被害者負担額は、犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日から起算して3年を経過するまでの間における療養に要した費用の額から、令第9条に規定する法律の規定により当該犯罪被害者が受け、又は受けることができた当該負傷又は疾病から3年の間における療養に関する給付の額を控除して得た額である。

ここで、療養に要した費用の額は、基本的に健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定することとし、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による療養に関する給付の対象となったものについては、それぞれ当該法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定することとする。

また、令第9条に規定する法律は、第3号の国家公務員共済組合法を準用し、又はその例による場合として、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）を含む。

さらに、介護保険法の規定による療養に関する給付とは、同法の規定による給付（これには医療系のサービスのみならず福祉系のサービスも含まれる。）のうち、医療系サービスに限定される。医療系サービスとは、①同法第8条第4項に規定する訪問看護、②同法第5項に規定する訪問リハビリテーション、③同法第6項に規定する居宅療養管理指導、④同法第8項に規定する通所リハビリテーション、⑤同法第10項に規定する短期入所療養介護、⑥同法第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限る。）、⑦同法第23項に規定する複合型サービス（①～⑤を含む組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除く。）に限る。）、⑧同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護、⑨同法第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーション、⑩同法第5項に規定する介護予防居宅療養管理指導、⑪同法第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション及び⑫同法第8項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。

2 犯罪被害者負担額の算出方法

犯罪被害者負担額の算出の手順は、次のとおりである。

- (1) 犯罪被害者は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病について、原則として保険診療を受けることから、その療養のために当該負傷又は疾病から3年の間にかかった保険診療に係る自己負担額（医療機関等が発行する領収書上明らかとなる。）を合計する。その合計額を犯罪被害者負担額とする。

なお、病院に入院したときの食事療養に係る自己負担額（いわゆる標準負担額）

も保険診療に係る自己負担額であり、犯罪被害者負担額に含まれる。

- (2) 犯罪被害者が、当該療養についてやむを得ず保険診療を受けられなかった場合には、当該犯罪被害者に対し、その者が加入する保険者（健康保険組合等）から療養費等（償還払いによる保険給付）を受ける手続を取るよう促し、その結果明らかとなる保険診療に換算した場合の自己負担額（保険者は犯罪被害者に係る療養に要した費用の額を保険診療に換算することから、その保険診療に換算した額から療養費等を控除して得た額が保険診療に換算した場合の自己負担額となる。）を合計する。その合計額を犯罪被害者負担額とする。
- (3) 以上の手続により算出される自己負担額が高額に達する場合には、高額療養費、付加給付等の保険給付がなされることがあるが、この場合には、当該自己負担額から高額療養費等の保険給付を控除して得た額を犯罪被害者負担額とする。
- (4) 犯罪被害者と同一世帯に属する者が受けた療養の保険診療に係る自己負担額と合算されて高額療養費等の保険給付がなされる場合には、犯罪被害者に係る自己負担額から、高額療養費等の支給額に、犯罪被害者に係る自己負担額（高額療養費等の支給の対象となる自己負担額に限定される。）を当該世帯に係る自己負担額（高額療養費等の支給の対象となる自己負担額に限定される。）で除して得た割合を乗じて得た額を控除して得た額を犯罪被害者負担額とする。

犯罪被害者が当該負傷又は疾病から3年を経過して受けた療養に係る自己負担相当額や犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病以外を原因として受けた療養に係る自己負担額と合算されて高額療養費等の保険給付がなされる場合も同様にして犯罪被害者負担額を算出する。

なお、上記の算出方法により犯罪被害者負担額を算出するに当たり、犯罪被害者に係る自己負担額から控除すべき高額療養費等の支給額に円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

3 無保険者についての犯罪被害者負担額

- (1) 犯罪被害者が令第9条に規定する法律の規定により療養に関する給付を受けることができない場合にあっては、1月（暦月）当たり(2)に規定する上限月額を限度として、当該負傷又は疾病から3年の間に犯罪被害者が当該負傷又は疾病の療養（令第9条に規定する法律の規定による療養に関する給付の対象となるべきものに限る。）に現に要した費用の額を犯罪被害者負担額とする。
- (2) 上限月額は、原則80,100円であるが、当該療養のあった月以前の12月以内に、犯罪被害者が当該負傷又は疾病の療養に現に要した費用の額が上限月額を超えた月（当該療養のあった月を除く。）が3月以上ある場合における、当該療養のあった月の上限月額は、44,400円となる。

4 犯罪被害者負担額の算出方法の特例

当該負傷又は疾病の療養のための入院が当該負傷又は疾病から3年の間の末日の翌日以降に及ぶものとなったため、当該負傷又は疾病から3年の間における療養に要した費用の額を知ることが困難である場合（以下これに該当する入院を「特定入院」という。）には、当該末日の属する月（以下「最終月」という。）の犯罪被害者負担額は、最終月の保険診療に係る自己負担額に、最終月の当該負傷又は疾病から3年の間における特定入院に係る入院日数を最終月の特定入院に係る入院日数で除して得た率を乗じて得た額とする。

なお、上記の算出方法により最終月の犯罪被害者負担額に円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

第9 休業加算額

法第9条第3項又は第5項第2号に規定する休業加算額は、犯罪被害者が犯罪被害により生じた負傷又は疾病の療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかつた日がある場合に重傷病給付金又は遺族給付金に加算されるものであり、犯罪行為が行われた当時、犯罪被害者が無収入であった場合には、加算されない。

1 休業加算基礎額

法第9条第3項に規定する休業加算基礎額は、令第12条の規定により、収入日額を基に算出するが、その取扱いは、第7-1-(1)から第7-1-(3)までと同様である。

ただし、第7-1-(3)中「遺族給付基礎額」とあるのは「休業加算基礎額」と、「100分の70」とあるのは「100分の48」と読み替えるものとする。

2 休業日の数

休業日の数は、犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のため従前その勤労に基づいて得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかつた日（負傷し、又は疾病にかかった日から起算して3年を経過するまでの間の日に限る。）のうち、次に掲げるものを除いたものの数である。

ただし、年俸制、月給制等の場合で、当該療養に係る期間の収入が減少したものの、減少の原因となった日が特定できない場合には、当該減少額を収入日額で除した商を収入の全部を得ることができなかつた日の数とし、剰余がある場合には、当該剰余を部分休業日（1日）に得た数とする。また、休業日の数を認定できる資料が全く得られない場合にあっては、休業日の数を「0」と認定し、休業加算額を加算しない。

- (1) 休業加算基礎額を超える収入を得た日
- (2) 当該収入の全部又は一部を得ることができなかつた日の第3日目までの日
- (3) 懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置をされていた日
- (4) 被留置受刑者として留置施設に留置をされていた日
- (5) 死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置をされていた日
- (6) 労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置をされていた日
- (7) 法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条第1項の規定による監置の裁判の執行のため留置場（監置の裁判執行を受ける者を刑事施設又は留置施設に留置する場合における当該刑事施設又は留置施設を含む。）に留置をされていた日
- (8) 少年法（昭和23年法律第168号）第24条第1項第2号又は第3号の規定による保護処分として少年院又は児童自立支援施設に送致をされ、収容をされていた日
- (9) 売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条第1項の規定による補導処分として婦人補導院に収容をされていた日

なお、休業日の認定に当たっては、医師又は歯科医師の認定と犯罪被害者の事業所等の認定によることとなるが、仮に両者の認定に齟齬が生じた場合には、これらに共通して重なる日が基準となる。

また、認定された休業日に、労働基準法第35条に定める「休日」が含まれる場合には、当該「休日」についても休業日に含むこととする。

3 部分休業日について得た収入の額を合算した額

部分休業日とは、2の休業日のうち、当該犯罪被害者が従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の一部を得た日である。

部分休業日について得た収入の額を合算した額は、各部分休業日において得た収入のそれぞれの額を合算して算定する。

4 休業加算額の算定に当たっての端数処理

休業加算基礎額に休業日の数を乗じて得られる額に円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

第10 障害給付基礎額及び障害給付金に係る倍数

1 障害給付基礎額

法第9条第7項に規定する障害給付基礎額は、令第14条の規定により、収入日額を基に算定するが、その取扱いは、第7-1-(1)から第7-1-(3)までと同様である。

ただし、第7-1-(3)中「遺族給付基礎額」とあるのは「障害給付基礎額」と、「100分の70」とあるのは「100分の80」と読み替えるものとする。

また、犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が25歳未満であって、身体上の障害の程度が障害等級の第1級から第3級までのいずれかに該当する場合にあっては、収入日額にかかわらず、7,600円を障害給付基礎額とする。

2 障害給付金に係る倍数

法第9条第7項の規定により障害給付金の額を算定するため障害給付基礎額に乗ずるべき倍数は、令第15条各号に定めるものである。

3 介護の必要性

(1) 令第15条第1号の「常時介護を要する状態」に該当するものは、次のとおりである。

- ① 規則別表障害等級第1級第3号に規定する身体上の障害
- ② 規則別表障害等級第1級第4号に規定する身体上の障害
- ③ ①及び②以外の障害等級第1級に当たる身体上の障害のうち、①又は②と同程度の介護を要する状態にあるもの

(2) 令第15条第2号の「随時介護を要する状態」に該当するものは、次のとおりである。

- ① 規則別表障害等級第2級第3号に規定する身体上の障害
- ② 規則別表障害等級第2級第4号に規定する身体上の障害
- ③ ①及び②以外の障害等級第2級に当たる身体上の障害のうち、①又は②と同程度の介護を要する状態にあるもの

4 障害給付金の額の算定に当たっての端数処理については、第7-3と同様である。

ただし、第7-3中「遺族給付基礎額」とあるのは「障害給付基礎額」と、「遺族給付金」とあるのは「障害給付金」と読み替えるものとする。

第11 給付金の支給手続

1 裁定の申請

(1) 申請者

給付金の支給に係る申請は、同一の犯罪被害について2人以上の者が申請する場合であっても、裁定を受けようとする者がそれぞれの住所地を管轄する公安委員会に対して個別に行うものである。

(2) 添付書類の内容

ア 規則第16条第3号の書類は、住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等である。

イ 規則第16条第4号の書類は、先順位の人死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本等である。

ウ 規則第16条第5号の書類は、住民票の写し、送金証明等である。

エ 規則第16条第7号の書類は、戸籍の謄本又は抄本、住民票の写し、送金証明等である。

オ 規則第16条第8号の書類は、戸籍の謄本又は抄本、住民票の写し等である。

カ 規則第16条第9号、第17条第5号イ又は第18条第3号の書類は、給与証明書、給与所得の源泉徴収票、所得税の確定申告書の写し等である。

キ 規則第16条第10号、第17条第4号又は第18条第4号の書類は、医師又は歯科医師の診断書、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等である。

ク 規則第16条第11号ア又は第17条第1号の診断書等には、

- ・ 犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日
- ・ 負傷又は疾病から3年間における入院日数（規則第17条第1号の場合に限る。）
- ・ 負傷又は疾病の状態

を明記すること。ただし、精神疾患に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であったことを明記すること。

ケ 規則第17条第2号の書類は、保険者が発行する被保険者証等である。

コ 規則第17条第3号の書類は、犯罪被害者が自己負担した医療費にかかる領収証等である。

サ 第17条第5号アの診断書等には、負傷又は疾病の療養のため勤勞することができなかつたと認められる期間を明記すること。

シ 規則第17条第5号ウ及びエの書類は、犯罪被害者が勤勞する事業所等が発行した勤勞の状況に関する証明書等であり、

- ・ 負傷又は疾病の療養のため勤勞することができなかつた期間
- ・ 負傷又は疾病の療養のため従前その勤勞に基づいて通常得ていた収入の全部を得ることができなかつた日数
- ・ 負傷又は疾病の療養のため従前得ていた収入の一部を得ることができなかつた日（部分休業日）の年月日及び数並びに当該各部分休業日に得た収入の額

を明記すること。

ス 規則第18条第1号又は第2号の診断書等には、

- ・ 負傷又は疾病が治つたこと（症状が固定したこと）
- ・ 負傷又は疾病が治つた日（症状が固定した日）
- ・ 負傷又は疾病が治つたとき（症状が固定したとき）における身体上の障害の部位及び程度

を明記すること。

(3) 添付書類の省略

ア 規則第23条第1項の「申請書の余白にその旨を記載して」とは、申請書の備考欄に次の事項を記載することにより行う。

- (ア) 同時に申請した同一世帯に属する者の氏名
- (イ) 省略した添付書類の名称

イ 規則第23条第2項の「特に必要がないと認めるとき」とは、次に掲げる場合をいう。

(ア) 障害給付金又は重傷病給付金に係る裁定の申請を行った申請者が死亡したため、その遺族が改めて遺族給付金に係る裁定の申請（以下「遺族給付金の申請」という。）を行う場合における規則第16条第9号の書類等により証明すべき事項、遺族給付金の申請を行った者が裁定を受ける前に死亡したため、新たに第一順位遺族となった者が改めて遺族給付金の申請を行った場合における両者の申請に重複する証明事項等、当該公安委員会において当該関係手続上既に明らかとなっている事項を改めて申請者が証明する必要がないとき

(イ) 犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が25歳未満であり、かつ、当該犯罪被害者に係る遺族給付金の支給を受けることができる遺族に生計維持関係遺族が含まれている場合（当該犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養についての休業加算額が遺族給付金の対象となる場合を除く。）又は当該犯罪被害者が当該犯罪行為により負つた身体上の障害が障害等級第1級から第3級までのいずれかに該当する場合における当該犯罪被害者の収入日額など、規定上当該事項を申請者が証明する必要がないとき

(4) 申請することができる期間

法第10条第2項の「二年を経過したとき」又は「七年を経過したとき」は、それぞれ、当該犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知つた日又は当該死亡、重傷病又は障害が発生した日の翌日から起算する。

(5) 申請期間の特例

法第10条第2項の期間を経過した場合であっても、犯罪被害者又は第一順位遺族が当該申請をできなかつたことにつき「やむを得ない理由」があるときは、当該犯罪被害者又は第一順位遺族は、その理由がやんだ日から6月以内に限り申請をすることができる（「6月」は、「やむを得ない理由」がやんだ日の翌日から起算する。）。

「やむを得ない理由」に当たり得る場合としては、例えば、

- ・ 当該犯罪行為の加害者による監禁等のため犯罪被害の発生を知ってから2年間以上身体を自由を不当に拘束されていた場合
- ・ 行方不明として取り扱われていた者が、犯罪被害から7年間を経た後に死体で発見され、その時点で初めて犯罪被害であると判断された場合

等が考えられる。

(6) 重傷病給付金又は障害給付金を支給する旨の裁定があった後における申請

法第11条第3項の「重傷病給付金又は障害給付金を支給する旨の裁定があつた後に当該犯罪被害者が当該犯罪行為により死亡したとき」とは、犯罪被害者が犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかり重傷病となり重傷病給付金を支給され、また障害となり障害給付金を支給された後当該犯罪行為による被害が原因で死亡したため、犯罪被害者の第一順位遺族が遺族給付金の申請をしたときをいう。

(7) 仮給付金の支給を受けた後における申請

法第12条第5項の「仮給付金の支給を受けた犯罪被害者又はその遺族について、犯罪被害者等給付金を支給し、又は支給しない旨の裁定がある前に当該犯罪被害者又は遺族が死亡したとき」とは、犯罪被害者が仮給付金の支給を受けた後、重傷病給付金又は障害給付金の裁定を受ける前に死亡したため、その第一順位遺族が改めて遺族給付金の申請をした場合及び第一順位遺族が仮給付金の支給を受けた後、遺族給付金の裁定を受ける前に死亡したため、新たに第一順位遺族となった者が改めて遺族給付金の申請をした場合をいう。

2 裁定の申請の却下

法第13条第3項の「正当な理由」とは、申請者の報告が黙秘権又は公務員の守秘義務等にかかわる場合、申請者が病気等のため出頭できない場合等、法第13条第1項の調査に協力することができないやむを得ない理由をいう。

3 仮給付金

法第12条に定める仮給付金は、本来の裁定が行われるまでの間、犯罪被害者又はその遺族の迅速な救済のために支給されるものであり、裁定が行われた場合に、給付金と調整することが予定された前渡し金としての性格を有している。

(1) 支給の要件

ア 仮給付金の支給については、給付金の支給に係る裁定の申請がなされていることを要件とするが、別に仮給付金支給決定を求める旨の申請を必要とするものではない。

イ 仮給付金の支給決定は、少なくとも、当該被害が犯罪被害であることは明らかであることが前提となる。したがって、例えば自他殺不明の変死についてはもとのこと、故意・過失不明の犯罪による死亡について給付金の申請がなされた場合においては、仮給付金の支給の決定をなし得ない。

ウ 「速やかに前条第一項の裁定をすることができない事情」とは、犯罪被害者又は第一順位遺族に給付金の一部を支給しないこととすることができる場合（法第6条）、法第9条第2項に規定する期間の末日前で、かつ、当該申請に係る負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前で犯罪被害者負担額が不明である場合、犯罪被害者の障害の程度がいずれの障害等級に該当するか不明である場合、損害賠償（法第8条）等が実施される可能性がある場合等、当該犯罪被害に係る事実関係が未確定であり、それが確定しさえすれば所定の額の給付金を支給することができることとなるような事情である。

エ 「犯罪行為の加害者を知ることができず」というのは、当該犯罪被害に係る事実関係に関し、速やかに裁定をすることができない原因事情の例示の一つであるから、仮に、いまだ犯罪行為の加害者を知ることができない場合等であっても、捜査活動等の結果、当該犯罪被害に係る事実関係が明らかとなり、裁定を行うことができる状況に達しているときには、仮給付金の決定ではなく、給付金の支給に係る裁定を行うこととなる。

(2) 仮給付金の額

- ア 令第16条の仮給付金の額は、給付金の支給に係る裁定が行われた場合に仮給付金を返還させることとならないように決定する。そのため、仮給付金の支給決定の際にその不存在を認定できない減額事由がある場合には、仮に事後に当該減額事由が存在することが認定されたとしても仮給付金を返還することを要しない額の支給を決定する。また、これに加えて、損害賠償が実施され法第8条第1項の規定により給付金が調整される可能性があるなどの場合には、当該損害賠償の価額等を差し引く。
- イ 仮給付金については、給付金の支給に係る裁定が行われるまでの間、複数回支給決定を行うことができる。
なお、上記のとおり、仮給付金の額は、給付金の支給裁定が行われた場合に仮給付金を返還させることとならないように決定することから、2回目以降の仮給付金の支給決定の際には、既に支給した仮給付金の額を控除した上で額を決定する。
- ウ 仮給付金の支給決定の要否及び時期の判断に当たっては、個々の犯罪被害者等の経済状況、傷病の程度、負担する療養に要した費用の多寡の事情に応じ、犯罪被害者等の負担の軽減を図る観点から決定する。
- エ 既に仮給付金の支給を受けた犯罪被害者が当該犯罪行為により死亡した場合において、第一順位遺族が別途遺族給付金の支給を申請し、かつ、当該申請人についても法第12条第1項の要件を充足しているときは、当該遺族給付金の申請に係る仮給付金の額が既に支給された仮給付金の額を超えている場合に限り、その差額を支給することとなる。
- オ 遺族給付金の支給を求める申請者が仮給付金の支給を受けた後で裁定前に死亡した場合は、仮給付金が給付金の支給を前提とした前渡し金であるからといっても、当該仮給付金を返還させる必要はない。しかし、この場合に、当該同一の事案について新たに次の第一順位遺族が遺族給付金の申請をし、かつ、当該申請人についても法第12条第1項の要件を充足しているときは、当該遺族給付金の申請に係る仮給付金の額が既に支給された仮給付金の額を超えている場合に限り、その差額を支給することとなる。
- カ 仮給付金の額の算定に当たっての端数処理については、第4-10-(1)及び第4-10-(2)と同様である。

第12 その他

1 不正利得

法第15条の「偽りその他不正の手段」とは、詐欺罪（刑法第246条）その他の犯罪を構成する行為のほか、社会通念上不正行為と認められる行為をいう。具体的な行為の態様としては、公安委員会に提出する申請書に虚偽の事実を記載したり、公安委員会に偽りの報告をするなどの行為がある。その不正の手段は、給付金の支給を受けた者の行為に限られない。

給付金の「支給を受けた者」とは、偽りその他不正の手段により、現実に、かつ、直接に給付金の支給を受けた者をいう。

2 時効

給付金の支給を受ける権利は、2年間行わないときは時効により消滅するが、この消滅時効の起算日は、民法の到達主義（民法第97条）及び初日不算入の原則（民法第140条）の規定により、申請者が通知書を受け取った日の翌日とする。

第13 経過措置

次に掲げる行為については、第1から第12までにかかわらず、それぞれの法律、政令又は規則の施行に伴う経過措置の適用を受ける。

- 1 昭和57年4月1日前に終わった犯罪行為による死亡又は重障害（犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律（平成13年法律第30号。以下「平成13年改正法」という。）による改正前の犯罪被害者等給付金支給法第2条第2項に規定する重障害をいう。以下同じ。）

- 犯罪被害者等給付金支給法施行令の一部を改正する政令（昭和57年政令第129号）
附則第2項に規定する経過措置
- 2 昭和62年4月1日前に終わった犯罪行為による死亡又は重障害
犯罪被害者等給付金支給法施行令の一部を改正する政令（昭和62年政令第157号）
附則第2項に規定する経過措置
- 3 平成6年4月1日前に終わった犯罪行為による死亡又は重障害
犯罪被害者等給付金支給法施行令の一部を改正する政令（平成6年政令第174号）
附則第2項に規定する経過措置
- 4 平成9年4月1日前に終わった犯罪行為による重障害
犯罪被害者等給付金支給法施行令の一部を改正する政令（平成9年政令第144号）
附則第2項に規定する経過措置
- 5 平成13年7月1日前に終わった犯罪行為による死亡又は重障害
平成13年改正法附則第2条、犯罪被害者等給付金支給法施行令の一部を改正する政令（平成13年政令第183号）附則第2項並びに犯罪被害者等給付金支給法施行規則の一部を改正する規則（平成13年国家公安委員会規則第12号）附則第2項及び第3項に規定する経過措置
- 6 平成14年10月1日前に行われた療養
健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成14年政令第282号）附則第6条に規定する経過措置
- 7 平成18年4月1日前に終わった犯罪行為による死亡、重傷病又は障害
犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第99号）附則第2項、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第271号）附則第2項及び第3項、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成18年国家公安委員会規則第11号）附則第2項及び第3項並びに犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成18年国家公安委員会規則第24号）附則第2項、第3項及び第4項に規定する経過措置
- 8 平成18年10月1日前に行われた療養
健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成18年政令第286号）附則第15条に規定する経過措置
- 9 平成20年7月1日前に終わった犯罪行為による死亡、重傷病又は障害
平成20年改正法附則第2条、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成20年政令第170号）附則第2項及び犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成20年国家公安委員会規則第12号）附則第2条に規定する経過措置
- 10 平成21年10月1日前に終わった犯罪行為による死亡、重傷病又は障害
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成21年国家公安委員会規則第8号）附則第2条に規定する経過措置
- 11 平成26年11月1日前に終わった犯罪行為による死亡、重傷病又は障害
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成26年国家公安委員会規則第9号）附則第2条に規定する経過措置
- 12 平成30年4月1日前に終わった犯罪行為による死亡、重傷病又は障害
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第94号）附則第2項及び犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成30年国家公安委員会規則第6号）附則第2項に規定する経過措置

法 令 名：国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律
根 拠 条 項：第11条第 1 項
処 分 の 概 要：国外犯罪被害弔慰金等の支給についての裁定
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法令の定め： 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第 2 条（定義）、第 3 条（国外犯罪被害弔慰金等の支給）、第 4 条（国外犯罪被害弔慰金等の種類等）、第 5 条（遺族の範囲及び順位）、第 6 条（国外犯罪被害弔慰金等を支給しないことができる場合）、第 7 条（支給の制限）、第 8 条（国外犯罪被害弔慰金等の額）、第 9 条（裁定の申請）、第11条第 2 項及び第 3 項（裁定等）、第13条第 1 項及び第 3 項（裁定のための調査等）、第15条（不正利得の徴収）及び第16条（時効） 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則第 1 条、第 1 条の 2、第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条（国外犯罪被害弔慰金等を支給しない場合）、第 6 条（国外犯罪被害弔慰金等を支給しない場合の特例）、第 7 条（国外犯罪被害弔慰金の支給に係る裁定の申請）、第 8 条（国外犯罪被害障害見舞金の支給に係る裁定の申請）、第 9 条（領事官を経由して申請が行われた場合の申請の日）及び第12条（添付書類の省略） 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第九条第二項の地域及び者並びに同法第十二条第一項の情報を定める命令第 1 条（法第 9 条第 2 項の地域及び者） 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第 7 条に基づく給付金を定める国家公安委員会告示（平成28年国家公安委員会告示第51号）
審 査 基 準：国外犯罪被害弔慰金等の支給裁定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：おおむね 1 年以内
申 請 先：青森県警察本部
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室 （電話番号 017-723-4211）
備 考：

別紙

【凡例】

法：国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）

規則：国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則（平成28年国家公安委員会規則第23号）

犯罪行為：国外犯罪行為（法第2条第1項に規定するもの）

犯罪被害：国外犯罪被害（法第2条第2項に規定するもの）

被害者：国外犯罪被害者（法第2条第3項に規定するもの）

弔慰金等：国外犯罪被害弔慰金等（法第2条第5項に規定するもの）

弔慰金：国外犯罪被害弔慰金（法第4条第1号に規定するもの）

見舞金：国外犯罪被害障害見舞金（法第4条第2号に規定するもの）

第1 弔慰金等の支給を受けることができる者

1 弔慰金について

(1) 遺族の範囲

犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、日本国籍を有する者又は日本国内に住所を有する者でなければならない。

なお、日本国籍は、国籍法（昭和25年法律第147号）第11条第1項又は第2項の規定により、自己の志望によって外国の国籍を取得したとき又は外国の国籍を有する場合であって、その外国の法令によりその国の国籍を選択したときは、これを失うこととされている。

また、対象となり得る遺族は、被害者の死亡の時において、被害者と次の親族関係にある者である。

○ 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

○ 被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

これらの遺族に該当するか否かは戸籍の記載によるが、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者については戸籍上明らかでないので、例えば、住民票の写し、被害者の親族、友人、隣人等の申述書等の資料により、社会の一般常識からすれば夫婦としての共同生活を営んでいると認められるような事実関係の存在とその事実を成立させようとする当事者間の合意を確認することとなる。また、上記遺族に該当しても、当該遺族が日本国籍を有していないため、戸籍上には記載がない場合には、例えば、外国の政府が発行する証明書や出生証明書の写しによって、夫婦関係、親子関係等を確認することとなる。

(2) 被害者の収入による生計維持

法第5条第1項第2号の「国外犯罪被害者の収入によって生計を維持していた」には、専ら又は主として被害者の収入によって生計を維持していた場合だけでなく、被害者の収入によって生計の一部を維持していた場合も含まれる。

したがって、被害者と遺族が同居し、ともに収入を得ていた場合には、相互に生計依存関係がない場合を除いては、当該遺族は、被害者の収入によって生計を維持していた者に当たることとなる。

なお、被害者の収入には、勤労に基づく収入のほか、金利、家賃、地代、年金等の収入も含まれる。

(3) 第一順位遺族

遺族のうち、第一順位の遺族のみが弔慰金の支給対象となるので、第一順位遺族以外の申請に対しては、不支給の裁定が行われることとなる。弔慰金の裁定を受ける前に第一順位遺族（二人以上ある場合は、その全員。以下この項において同じ。）が死亡した場合には、第二順位遺族（二人以上いる場合には、その全員）が第一順位遺族に繰り上がる。

なお、遺族順位の繰り上がりは、第一順位遺族が死亡した場合又は法第5条第4項に該当することとなった場合しか生じず、先順位遺族は、弔慰金の支給を受ける立場を放棄することによって、後順位遺族に支給を受ける立場を譲ることはできない。

2 見舞金について

(1) 犯罪行為により障害が残った者

見舞金の支給裁定の申請をすることができる者については、その障害（法第2条第4項に規定するもの。以下同じ。）が残ったことと犯罪行為に相当因果関係があることが必要である。

(2) 既に障害があった場合

既に、身体の同一部位又は精神について、法の別表に掲げる程度に至らない程度の障害があった場合であっても、犯罪行為によって結果的に同表に掲げる程度の障害が残るに至った場合には、見舞金の支給の対象となる。

(3) 障害の程度及び認定基準

法の別表に掲げる障害の程度は、労働者災害補償保険制度及びこれに準拠する公務員災害補償制度における障害等級表に定める障害（第一級のもの）と同様であり、その認定の基準も、これらの制度における障害の認定の基準と同程度である。

第2 申請

1 申請者

弔慰金等の支給を受けようとする者が申請者となる。

また、支給に係る申請は、同一の犯罪被害について二人以上の者が申請する場合であっても、各人が、それぞれ法第9条第1項に規定する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対して個別に行う必要がある。

申請書に記載された内容から、次に掲げる事項に該当すると認められるときは、不支給の裁定が行われることとなる。

- 申請書の提出された日が法第9条第3項に規定する期間内でないこと。
- 申請に係る被害が法第2条第1項に規定する犯罪行為によるものでないこと。
- 申請者が弔慰金等の受給資格を有しないこと。

2 添付書類

(1) 弔慰金、見舞金に共通する書類について

ア 規則第7条ただし書及び第8条ただし書に規定する「やむを得ない理由」とは、例えば、外国の機関等による証明を必要とするにもかかわらず、当該国等において該当する証明書を発行する制度がない場合や、制度はあるが行政機能が停止しているなど当該国等の状況に照らし、書類の発行を期待できない場合等をいう。

イ 規則第7条第6号及び第8条第3号の「書類」とは、例えば、犯罪行為が行われた国等の治安機関・捜査機関が作成した捜査報告書等の捜査書類であって、犯罪行為と犯罪被害との因果関係、犯罪行為が行われるに至った経緯、加害者と被害者の関係等を知ることができるものをいう。

ウ 規則第7条第7号及び第8条第4号の「その他の証明書」には、例えば住民票の除票等、申請者の国内最終住所地を知ることができるものが含まれる。

エ 規則第7条第8号及び第8条第5号の「書類」とは、医師の診断書、被害者又は申請者の親族、友人又は隣人の申述書等である。

オ 規則第7条及び第8条に規定する「書類」が外国語で作成されている場合には、その日本語の訳文を含む。

(2) 弔慰金について

ア 規則第7条第4号の「書類」については、第1-1-(1)参照。

イ 規則第7条第5号の「書類」としては、先順位遺族の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本等が挙げられる。

また、第一順位遺族であることの証明資料のうち、被害者の死亡当時、死亡し

た被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類としては、例えば、住民票の写し、送金証明等が挙げられる。ただし、生計の維持に関する書類は、遺族の順位の判定上必要がある場合にのみ求められ、当該申請者から、

- 被害者の死亡の当時、その者に収入が無かったことを示す資料
- 被害者の死亡の当時、その者に配偶者及び生計維持関係にある遺族が無かったことを示す資料

のいずれかが提出されている場合には、これは求められない。

(3) 見舞金について

規則第8条第1号の「医師又は歯科医師の診断書その他の書類」には、

- 犯罪行為による負傷又は疾病の症状が固定したこと
- 負傷又は疾病の症状が固定した日
- 負傷又は疾病の症状が固定したときにおける精神の障害の状態又は身体の障害の部位及び状態（これらの障害により常に介護を要する状態にある場合にあつては、その状態を含む。）

が記載されている必要がある。

(4) 添付書類の省略

ア 規則第12条第1項の「申請書の余白にその旨を記載して」は、申請書の備考欄に次の事項を記載することにより行う。

- (ア) 同時に申請した同一世帯に属する者の氏名
- (イ) 省略した添付書類の名称

イ 規則第12条第2項の「特に必要がないと認めるとき」とは、

- 見舞金に係る裁定の申請を行った申請者が犯罪行為により死亡したため、その遺族が改めて弔慰金に係る裁定の申請（以下「弔慰金の申請」という。）を行う場合における規則第7条第2号により証明すべき事項
- 弔慰金の申請を行った者が裁定を受ける前に死亡したため、新たに第一順位遺族となった者が改めて弔慰金の申請を行う場合における両者の申請に重複する証明事項

等について、当初の申請において添付書類等が不足なく提出され、公安委員会において既に明らかとなっている事項に関して改めて申請者に証明させる必要がない場合をいう。

3 申請期間の特例

法第9条第4項の「やむを得ない理由」に当たり得る場合としては、例えば、

- 申請者が犯罪行為の加害者による監禁等のため被害の発生を知ってから2年以上身体を自由を不当に拘束されていた場合
- 申請者が申請期間を通じて意識不明の状態にあり、かつ、代理人による代理申請も望めない状態にあった場合
- 行方不明として取り扱われていた者が、犯罪被害から7年間を経た後に死体で発見され、その時点で初めて犯罪被害であると判断された場合

等が考えられるが、実際の申請期間の特例の適用の判断に当たっては、申請期間の原則を一律に適用することが申請者にとって酷であると考えられる真にやむを得ない特段の事情があったか否かを個別具体的に判断することとなる。

4 申請の却下

法第13条第3項の「正当な理由」とは、例えば申請者の報告が黙秘権又は公務員の守秘義務等に関わること、申請者が病気のため出頭できないこと等、同条第1項の調査に協力することができないやむを得ない理由をいう。

第3 裁定

1 不支給事由等について

(1) 規則第1条関係

ア 柱書本文について

(ア) 「国外犯罪被害者」から「国外犯罪被害障害見舞金の支給を受けるべき者であって十八歳未満であったもの」を除いているのは、犯罪行為が行われた時において十八歳未満であった者が、被害者として見舞金を受給する立場にある場合には、その者と加害者との間に親族関係があることを理由として不支給としない趣旨である。

また、「国外犯罪被害者」から「十八歳未満であった第一順位遺族（第一順位遺族が二人以上あるときは、そのいずれかの者。以下同じ。）を監護していた者」を除いているのは、犯罪行為が行われた時において第一順位遺族（第一順位遺族が二人以上あるときは、そのいずれかの者。以下第3において同じ。）が十八歳未満であった場合、その者が被害者に監護されていたときには、被害者と加害者との間に親族関係があることを理由として不支給としない趣旨である。

本条の「監護していた」とは、監督し、保護していたことをいい（民法（明治29年法律第89号）第820条参照）、その収入によって生計を維持させていたことは必ずしも要しない。監護する者の例としては、同居して子の寝食の世話をし、指導・監督している親のほか、子を引き取って親代わりとして養育している親族等が挙げられる。

また、「第一順位遺族」について、「十八歳以上であった者（第一順位遺族が二人以上ある場合にあつては、その全てが十八歳以上であったときのいずれかの者）」に限るとしているのは、犯罪行為が行われた時において第一順位遺族が十八歳未満であった場合には、第一順位遺族と加害者との間に親族関係があることを理由として不支給としない趣旨である。

(イ) 「婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合その他の当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合」とは、犯罪行為が行われた時において、既に婚姻関係や養子縁組関係が破綻していたと認められる事情がある場合をいい、例えば、次のような場合をいう。

○ 夫婦間において婚姻関係が事実上解消していた（離婚の意思があり、実質的には離婚の実態がありながら、形式的に離婚の届出を行っていなかった）と認められる事情がある場合

○ 夫婦間において離婚調停中であるなど、婚姻を解消しようとして具体的な行動がとられていた場合（この間、夫婦関係を継続していたと認められる事情がある場合を除く。）

○ 被害者である妻が加害者である夫からの暴力によって生命又は身体に重大な危険を及ぼされ、それから逃れるため別居していた場合

○ 被害者である妻が加害者である夫と同居していたものの、夫からの暴力の継続等により両者が支配・隷属関係にあつたと認められる事情がある場合

○ 加害者である夫が苦境にある家庭を顧みず、被害者である妻に対し、理不尽な金銭的要求や重大な侮辱等を繰り返すなど、婚姻関係を継続し難い重大な事由が認められる場合

○ 養子縁組関係が事実上解消していたと認められる事情がある場合

(ウ) 「これと同視することが相当と認められる事情がある場合」とは、犯罪行為が行われた時において、既に、婚姻関係や養子縁組関係が破綻していたと認められる事情がある場合と同一視できるような、親族としての関係が絶たれていたと認められる事情がある場合をいい、例えば、次のような場合をいう。

○ 被害者である親が加害者である子の暴力から逃れるため別居し、居所を知られないよう住民票の閲覧制限を行っていた場合

(エ) 「加害者が人違いによって又は不特定の者を害する目的で当該国外犯罪被害者に対して当該国外犯罪行為を行ったと認められる場合」とは、例えば、友人を殺害しようとしたところ、誤って父を殺害した場合など、加害者の人違いにより親族が犯罪被害に遭った場合、又はいわゆる通り魔殺傷事件や無差別殺傷事件等、加害者が特段加害の相手を特定しないで行った犯罪行為による被害者

の中にたまたま親族が含まれていた場合をいう。なお、加害者が加害の相手の中に親族が含まれていることを認識して犯罪行為を行ったと認められる場合は、これに当たらないものとする。

イ 柱書ただし書について

加害者が心神喪失の状態で行った場合には、被害者又は第一順位遺族と加害者との間に親族関係があることを理由として不支給としない。

ウ 第1号について

「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合」とは、婚姻の届出をしていないために法律上は夫婦と認められないが、社会の一般常識からすれば夫婦としての共同生活を営んでいると認められるような事実関係をいうものであり、その事実を成立させようとする当事者間の合意と事実関係の存在とが必要になる。

したがって、婚姻の意思もなく単に同棲していた場合等は、これに当たらない。

また、当事者間の合意と事実関係の存在の要件があったとしても、民法の近親婚の制限（同法第734条）等に該当するものについては、通常「事実上婚姻関係と同様の事情にあった」とすることはできない。

エ 第2号について

「縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合」とは、縁組の届出をしていないが、縁組が成立するために必要な民法上の実質的要件を備え、かつ、両者の間に互助又は扶養の関係が認められる場合をいう。

(2) 規則第1条の2関係

ア 規則第1条の2は、仮に弔慰金等を支給した場合に、それが結果として直接又は間接の形で加害者に財産上の利益をもたらすおそれがある場合には、弔慰金等を支給しないものとする趣旨であり、例えば、被害者又は第一順位遺族が加害者と事件後も同居を継続している場合や、同居を継続する意思を有する場合などがこれに当たる。

イ 「親族関係があった場合」とは、規則第1条各号に掲げる夫婦及び直系血族に該当する関係があった場合に限られず、広く民法第725条に規定する親族に該当する関係があった場合をいう。

ウ 加害者が心神喪失の状態で行った場合には、規則第1条の2の規定による不支給としない。

(3) 規則第2条関係

ア 「犯罪の発生状況その他の治安の状況に照らして生命又は身体に対する高度な危険が予測される地域」とは、典型的には、生命又は身体に危害を及ぼすテロ行為が多発している地域や、殺人又は凶悪な傷害事件が多発している地域を想定している。

また、発生件数だけで判断されるものではなく、犯罪の質・発生頻度等様々な情報から判断するほか、犯罪が発生している状況がなかったとしても、例えば、テロ組織が勢力を拡大しているなど、今後治安の悪化や犯罪の発生が当然予測し得るような状況があつて、通常であれば、自らの身の危険を避けるため当該地域に入ることを躊躇する程度の状況にある地域も含まれ得る。

この要件の判断に当たっては、外務省が発している危険情報の有無も重要な判断材料となるが、これが発せられていたことをもって直ちにこの要件を認定できるものではなく、当該情報の具体的な内容をみて判断する必要があるほか、それらの判断材料を被害者が認知していたかどうかという主観的要件も加味する必要がある。

イ 「当該地域に所在するやむを得ない理由があつたとき」とは、当該危険が予測される地域であっても、そこに所在することが、社会通念に照らして必要かつ相当である場合、当該危険が予測される地域からの退避が不可能であつた場合等不支給とすることが適当でない場合を支給の対象とする趣旨のものである。

(ア) 「業務を行う必要があったこと」の「業務」とは、正当な業務を意味する。民間事業者の従業員が業務のために当該地域に入った場合や、当該業務のために当該地域に所在していたが治安状況の悪化後も業務継続のために引き続きとどまる必要がある場合がこれに当たり得る。

(イ) 「生活の本拠を有していたこと」とは、例えば、当該地域の者と結婚し、当該地域において家庭を築いていた場合や、当該地域において職を得て生活の基盤を築いていた場合がこれに当たる。

このほか、危険が予測されない時期に観光目的で当該地域に入ったものの、その後の治安状況の変化により危険性が高まり、危険が予測されるようになった時点以降に当該地域から退避することが不可能である事情があった場合等も、「やむを得ない理由」の有無の判断に際して考慮すべき事情であると考えられる。

他方、興味本位や観光のみを目的として既に危険が予測される地域に入る場合やとどまる場合には、当該地域に所在する必要性があった、又は退避が不可能であったとは言い難く、このような事情によっては、当該地域に所在する「やむを得ない理由」があったとは判断できない。

(ウ) 「やむを得ない理由」を判断するに当たっては、危険情報の発出状況を含めた犯罪の発生状況その他の治安の状況と、当該地域に所在した事情を総合的に勘案し、社会通念上、弔慰金を支給することが適当か否かという点から個別具体的に検討することとなる。

(4) 規則第3条関係

ア 第1号について

「教唆」又は「幫助」は、刑法（明治40年法律第45号）第61条の教唆又は第62条の幫助と同義である。本号は、被害者又は第一順位遺族の積極的な行為を伴うものである。

イ 第2号について

○ 「過度の暴行又は脅迫」とは、人に対する有形力の行使又は人に対する害悪の告知で、当該犯罪被害を招来することが社会通念上相当であると認められる程度のものをいう。

○ 「重大な侮辱」とは、人の社会的名誉又は名誉感情を害する行為で、当該犯罪被害を招来することが社会通念上相当であると認められる程度のものをいう。

ウ 第3号について

○ 「関連する」とは、被害者又は第一順位遺族の著しく不正な行為がなければ犯罪行為もなかったという条件関係があることをいう。

○ 「著しく不正な行為」とは、規則第3条第1号又は第2号に掲げる行為以外の行為で、違法性の強いものをいう。

(5) 規則第4条関係

ア 第1号について

○ 犯罪行為の「容認」とは、明示又は黙示の同意等犯罪行為を容認する行為をいう。これは受動的なものであり、教唆又は幫助による犯罪行為の容認は、この号の規定ではなく、規則第3条第1号の規定に該当する。

○ 「容認」は、通常の弁識能力を有する被害者又は第一順位遺族が任意かつ真意に行ったものであることを要する。

イ 第3号について

○ 「その他の加害者と密接な関係にある者」とは、被害者又は第一順位遺族の行為が、犯罪行為の加害者に対する報復としてなされたと同一視し得る範囲内にある者をいう。

○ 「重大な害」とは、治療に要する期間、後遺障害の有無その他の事情に照らし、社会通念上看過することができない程度の傷害をいう。

(6) 規則第5条関係

規則第5条は、被害者と加害者との関係、遺族（第一順位遺族以外の遺族（法第5条第1項の国外犯罪被害弔慰金の支給を受けることができる遺族をいう。）を含む。）と加害者との関係その他の事情から判断して、国外犯罪被害弔慰金等を支給することが社会通念上適切でない認められる場合に適用される。

(7) 規則第6条関係

「国外犯罪被害弔慰金等を支給しないことが社会通念上適切でない認められる特段の事情があるとき」とは、例えば、規則第3条第2号についていえば、被害者又は第一順位遺族の行為が外形的にはこれに該当するが、犯罪被害が発生した過程における加害者の行為等に照らせば、当該被害者又は第一順位遺族に対して当該行為を行わないことを期待し難い事情があるときが挙げられる。

2 支給の制限

申請者が、法第7条に基づく給付金を定める国家公安委員会告示（平成28年国家公安委員会告示第51号）に規定する給付金の支給を受けているときは、その金額の多寡を問わず弔慰金等は支給することができない。

第4 その他

1 不正利得

法第15条の「偽りその他不正の手段」とは、詐欺罪その他の犯罪を構成する行為のほか、社会通念上不正行為と認められる行為をいう。具体的な行為の態様としては、公安委員会に提出する申請書に虚偽の事実を記載したり、公安委員会に偽りの報告をするなどの行為が想定される。その不正の手段は、弔慰金等の支給を受けた者の行為に限られない。

弔慰金等の「支給を受けた者」とは、偽りその他不正の手段により、現実にかつ、直接にその支給を受けた者をいう。

2 時効

法第16条の規定により、弔慰金等の支給を受ける権利は、2年間行使しないときは時効により消滅するが、この消滅時効の起算日は、民法の到達主義（民法第97条）及び初日不算入の原則（同法第140条）の規定により、申請者が裁定の通知書を受け取った日の翌日とする。

第5 経過措置

平成30年4月1日前に終わった犯罪行為による死亡又は障害については、第1から第4までにかかわらず、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成30年国家公安委員会規則第7号）附則第2項に規定する経過措置の適用を受ける。